

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年6月4日 13時45分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港東方沖 和田ノ鼻灯台から真方位010°4,600m付近 （概位 北緯34°03.1′ 東経134°38.7′）
事故の概要	漁船第二大和丸 ^{やまと} は、2そう船びき網漁の操業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二大和丸（網船）、13トン TO2-2919（漁船登録番号）、個人所有 14.80m (Lr) × 4.03m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成3年7月29日 B 漁船 大和丸（運搬船）、8.5トン TO2-2947（漁船登録番号）、個人所有 14.48m (Lr) × 3.27m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、平成4年7月5日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年6月21日 免許証交付日 平成25年11月5日 （平成31年6月20日まで有効） 甲板員A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月21日 免許証交付日 平成25年12月2日 （平成31年6月27日まで有効） B 船長B 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年2月20日 免許証交付日 平成26年2月19日

	(平成32年2月19日まで有効)
死傷者等	死亡 1人(船長A)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約20℃
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、船長Bが1人で乗り組むB船及びほか網船1隻と、2そう船びき網漁(しらす漁)の船団を組み、船長Bの指揮のもと、徳島小松島港東方沖の漁場で、えい網した後に揚網を開始し、船首を南西方向に向けて約1.7ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、長さ約100mの引き綱を後部甲板のドラムに巻き始めた。</p> <p>B船は、A船の船首方に位置していたが、A船が間もなく引き綱を巻き終えようとしていたので、反転してA船の右舷側に接近した。</p> <p>船長Aは、B船に移乗し、綱を揚収して漁獲物を取り込む作業を行う目的で、甲板員AにA船の操船を任せて操舵室から右舷通路に出た。</p> <p>船長Bは、操舵室中央にある舵輪の後方に立って操船していたところ、船長Aが、A船の右舷通路で機関室付近の手すりを左手で持ち、右足を甲板上約40cmの高さの舷縁に乗せ、B船の接舷を待っているのを見た。</p> <p>船長Bは、約2.0knの速力でA船の右舷船尾に接近し、接舷する直前にクラッチを中立にしてB船の左舷側を接舷させたところ、舵輪後方の位置から船長Aが移乗する状況が見えなかったため、船長Aが乗り移った頃を見計らって機関を前進にかけ、A船から離れた。</p> <p>船長Bは、しばらくしても船長Aの姿が見えず、操舵室の左舷側から顔を出して船尾方を見たところ、海面に浮いている船長Aのライフジャケットが見えたので、ライフジャケットのそばに行ったところ、平成28年6月4日13時45分ごろ船長Aがライフジャケットの近くで浮いているのを発見した。</p> <p>船長Aは、救助されて病院に搬送されたが死亡が確認され、死因は、プロペラに巻き込まれたことによる脳挫傷と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船(船首)、写真2 A船(船尾)、写真3 B船、写真4 船長Aが着用していたものと同型の救命胴衣 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんからB船に移乗して漁獲物の取り込み作業を行っていた。</p> <p>A船は、船長Aが移乗する際、前進行きあしを止めると、綱が海底に沈んで漁獲できなくなるので、いつも微速力で航行していた。</p> <p>船長Aは、水感知機能付きの膨張式救命胴衣を着用していたが、発見時には外れていた。</p>

	<p>船長Bは、B船がA船に接舷した際、左舷船首方向から風波を受け、波高が約0.5mあり、両船が不規則に揺れ、接舷したり離れたりしていたので、船長Aが足を踏み外したことにより落水したものと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船のプロペラに血液反応があり、カップの一部が付着していた旨を聞かされた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A あり、B あり</p> <p>船長Aの死因は、脳挫傷であった。</p> <p>A船は、徳島小松島港東方沖において、B船及びほか網船1隻と2そう船びき網漁の操業中、左舷船首方向から風波を受け、B船がA船に接舷して不規則に揺れている状況下、船長AがB船に移乗する際、落水したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、落水してA船のプロペラに巻き込まれて死亡したものと考えられるが、プロペラに巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、徳島小松島港東方沖において、B船及びほか網船1隻と2そう船びき網漁の操業中、左舷船首方向から風波を受け、B船がA船に接舷して不規則に揺れている状況下、船長AがB船に移乗する際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Bは、本事故後、乗組員が落水時に船底に入り込まないように、救命胴衣を膨張式から固定式に変更して乗組員に着用させた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操舵室で操船する者は、乗組員が移乗する際、乗組員が見える位置でその状況を監視しておくこと。 ・ 移乗者の落水防止のため、着脱できる手すりを設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 A船（船首）



写真2 A船（船尾）



写真3 B船



写真4 船長Aが着用していたものと同型の救命胴衣

